

第4号議案

広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和7年7月11日

広島県教育委員会教育長 篠田 智志

1 提案の趣旨

国において、公立中学校の学級編制の標準が40人から35人へと学年進行で引き下げられる見込みであるため、広島県立中学校学則（平成15年広島県教育委員会規則第4号）の一部を改正する。

2 改正内容

広島県立中学校の生徒の定員を次のとおり改正する。

改正後	校名	定員			
		第1学年	第2学年	第3学年	計
	広島県立広島中学校	<u>140人</u>	<u>140人</u>	<u>140人</u>	<u>420人</u>
	広島県立広島叡智学園中学校	40人	40人	40人	120人
	広島県立三次中学校	<u>70人</u>	<u>70人</u>	<u>70人</u>	<u>210人</u>

改正前	校名	定員			
		第1学年	第2学年	第3学年	計
	広島県立広島中学校	<u>160人</u>	<u>160人</u>	<u>160人</u>	<u>480人</u>
	広島県立広島叡智学園中学校	40人	40人	40人	120人
	広島県立三次中学校	<u>80人</u>	<u>80人</u>	<u>80人</u>	<u>240人</u>

3 改正案

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

※ ただし、経過措置を設け、学年進行により移行する。

広島県教育委員会規則第 号

広島県立中学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県立中学校学則の一部を改正する規則

広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(生徒の定員)					(生徒の定員)				
第二条 (略)					第二条 (略)				
校 名	定 員				校 名	定 員			
	第一学 年	第二学 年	第三学 年	計		第一学 年	第二学 年	第三学 年	計
広島県立 広島中学校	一四〇	一四〇	一四〇	四四〇	広島県立 広島中学校	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県立 三次中学校	七〇	七〇	七〇	二一〇	広島県立 三次中学校	八〇	八〇	八〇	二四〇
校					校				

附 則

(施行期日)

第一条 この教育委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この教育委員会規則による改正後の広島県立中学校学則第二条の規定にかかわらず、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における広島県立広島中学校及び広島県立三次中学校の生徒の定員は、次の表の期間の区分に応じ、それぞれ定める定員とする。

期 間	校 名	定 員			
		第一学年	第二学年	第三学年	計
令和八年四月 一日から令和 九年三月三十 一日まで	広島県立広 島中学校	一四〇人	一六〇人	一六〇人	四六〇人
	広島県立三 次中学校	七〇人	八〇人	八〇人	二三〇人
令和九年四月 一日から令和 十年三月三十 一日まで	広島県立広 島中学校	一四〇人	一四〇人	一六〇人	四四〇人
	広島県立三 次中学校	七〇人	七〇人	八〇人	二三〇人